

企画教育委員会記録

1 日 時 令和5年9月19日(火)
午前10時00分 開会
午前11時38分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長	伊藤嘉秀	副委員長	藤田誠一
委員	野田明里	委員	井谷幸恵
委員	神野恭多	委員	山本健十郎
委員	高塚広義	委員	伊藤謙司
委員	伊藤優子		

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

副市長 原 一之

企画部

部長 亀井利行 総括次長(シティプロモーション推進課長) 鈴木今日子

総合政策課長 松原広 財政課長 藤田英友

別子銅山文化遺産課長 石川徹

総務部

部長 高橋聡 総括次長(税務長) 桑内章裕

人事課長 塩崎秀一 契約課長 守長美由紀

収税課長 高橋良徳

建設部

建築住宅課長 村瀬秀昭

教育委員会事務局

教育長 高橋良光 事務局長 木俣浩毅

総括次長(社会教育課長) 竹林栄一 次長 畑野一恵

学校教育課長 須藤充史 学校教育課主幹 眞鍋直樹

6 委員外議員

議員 伊藤義男 議員 渡辺高博

7 議会事務局職員出席者

議事課長 徳永易丈 議事課係長 村上佳史

8 本日の会議に付した事件

(1) 付託案件審査

議案第43号 工事請負契約について

議案第44号 工事請負契約について

議案第45号 工事請負契約について

議案第48号 新居浜市職員の給与に関する条例及び新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 令和5年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

請願第4号 インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出方について

(2) 市民との意見交換会について

(3) 閉会中の常任委員会開催について

9 会議の概要

○ 開 会 午前10時00分

●伊藤委員長：〈開会挨拶〉

○原副市長：〈挨拶〉

○総務部関係（総務部その他関係者）

◇議案第43号 工事請負契約について

◇議案第44号 工事請負契約について

◇議案第45号 工事請負契約について

○守長契約課長：〈説明〉

○村瀬建築住宅課長：〈説明〉

〈質 疑〉

●高塚委員：建築工事について、天井の耐震に係る工事の内容は。耐震は震度7とかでもつのか。電気設備工事について、議場照明のLED化による省エネ効果はどの程度になるのか。

○村瀬建築住宅課長：天井の高い議場については、天井を全て撤去して、構成する部材を補強されたものとし、天井が揺れないプレスとする。仮に揺れても、クリアランスを取ることで天井の破損には至らない耐震天井とする。一般執務室の天井については、地震の時に天井を構成する下地部材の結合が解除されて天井が落ちるケースが大半であるため、結合部を補強する施工を行う。耐震については、相応の根拠のある国の指針に則って施工を行うので耐震性が向上する。縦揺れや横揺れや時間、どうゆう揺れ方をするのか、あと一度地震を受けると耐震部材というのは多かれ少なかれダメージを受けるので、それが何回ダメージを受けるのか等によって、状況は変わってくる。一般執務室の耐震天井補強については、議論があったが、天井を全て落とすというような大規模な施工となるとコストと期間をかなり要するというのと、実施したからと言って間違いないというものではないので、コストと効果を重視して今回の施工方法になっている。照明のLED化については、LED化と調光機能の2つにより、従来の蛍光灯照明と比較して30パーセント程度まで縮減の効果がある。

●高塚委員：LED照明の寿命は。

○村瀬建築住宅課長：メーカーによって仕様が微妙に違うが、4万時間以上の時間が確保されるので、通常使用においては20年以上十分使える。

- 神野委員：3件の予定価格は。
- 守長契約課長：新居浜市庁舎大規模改修建築工事の予定価格は2億5,707万円、電気設備工事の予定価格は2億5,872万円、機械設備工事の予定価格は2億4,475万円である。
- 神野委員：3か年の工事で夜間休日の工事として執務時間を極力避けるということだが、これだけ大規模な工事で本当に可能なのかどうか、具体的に教えていただきたい。
- 村瀬建築住宅課長：仮設をつくれば執務時間中も施工はできるが、大変コストがかかるので、仮設なしとし、休日夜間の施工を検討してきた。3年間続けてこのような施工というのはあまり例がなかったため、関係業界に事前に聞き取りを行ったところ、時間はかかるができるとの回答だった。同時に我々施設管理側の協力も必要であるということをお聞きした。入札の条件として、原則、土日及び夜間という条件を付け、応札いただいた業者には、その点は御承知いただいていると認識している。
- 神野委員：市庁舎は今後30年間使い続けると認識しておいてよいのか。財源は市債なのか。
- 尾崎管財課長：平成30年に新居浜市公共施設再編計画を策定している。その前には、平成24年に新居浜市アセットマネジメント推進基本方針を策定している。その中で、市庁舎については、継続利用を基本とし、老朽化による市庁舎の機能更新について検討するというので、施工から70年はもたせる、その中間期をちょっと超したが、老朽化や耐用年数を超えている設備類を主に今回大規模改修として行う。財源は一財、基金の繰入金と起債である。
- 神野委員：今後3年間で資材が高騰する可能性もあるのではないかと思うが、3年間で変動があった場合の対応は。
- 守長契約課長：この先3年間で予期することのできない特別の事情により、日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負金額が著しく不相当となったときには、工事請負契約書における請負金額変更の条項、いわゆるスライド条項に基づき適切に対応する。
- 伊藤優子委員：議案第44号の電気設備工事の応札業者は1者だけだったのか。
- 守長契約課長：秋山工業・ウエデン共同企業体の1者のみであった。
- 伊藤謙司委員：二つの工事が共同企業体となっているが、共同企業体の定義は。さきほど1者しか応札がなかったということだが、できたらこれ分離発注した方が皆さん応札できたのではと思うが、なぜ分離発注しなかったのか。
- 村瀬建築住宅課長：施工に当たり、まず品質の確保、工期内で完了できるということをもとに契約課とも相談した。共同企業体を組むか組まないかについては、電気、機械のほうは特定建設業許可を持っている建築業界とはちょっと違って、売り上げも比較的小規模なところが多く、事前の聞き取り等もしていたが、やはり3か年で1者でやるというのが非常に難しく、共同企業体という判断をした。
- 伊藤謙司委員：3年間の大型工事で、途中で何かあったときに支障は出ないのか。ゼネコンに入っていた話はないのか。
- 村瀬建築住宅課長：JVによる工事は難易度が高い等の事情があるものが多く、サブコンレベルの大きなところに入ってもらい、技術的な勉強もさせていただく等のケースが過去にはあった。今回、市外の大きな業者に頼るかどうかという議論もあったが、業界への聞き取りもする中で、電気設備工事に関しては、天井裏にある配線は全部やり替えとなり、幹線も上から下までフロア全部やり替えとなるので、工事のボリュームとしてはかなりあるが、技術的に市内業者だけで十分できるとの判断に至った。
- 山本委員：地元の企業にということは非常にいいことだと思う。工事完了時に完了検査が終わった後の保証について、契約時にどのようにしているのか。あと、下請けについてはどのように取り決めし

ているのか。

- 守長契約課長：下請けについては、契約約款の特記仕様書において、市内業者育成の見地から、新居浜市内に主たる営業所を有する者を優先して選定するものとするという条件付けをしている。
- 村瀬建築住宅課長：物の保証については、メーカー保証で1年もの、3年のもの、5年のもの、それぞれある。建物の中の設備の施工保証の部分については1年となっている。
- 山本委員：例えば電気工事でコンセントの差し込み部の痛みとか出た場合でも1年以内なのか。
- 村瀬建築住宅課長：決まりとしては1年だが、現実的などころでは、公共工事の品質管理をしっかり行い、電気設備であれば、耐用年数は標準で15年で、20年以上、今40年もっているように、それぐらいもつものであるべきだという認識を持っており、その認識で管理を行う。ただ、どうしても人間のやることなので、施工のミスとか後で発覚することがある。これは契約で明文化して取り交わしているものではないが、地元の施工業者さんなどは、仮に3年であったり、5年であったりしても、向き合ってください、これまで大きな問題となるようなことはなかった。
- 山本委員：今後1年を過ぎて、もし何かいろいろあったときは、優先してこの業者にしてもらおうのか。
- 村瀬建築住宅課長：新居浜市の建物の工事の場合は、仮に保証が切れたから他の業者にとはしておらず、施工図も作成して品質管理にもすごく力を入れてやった業者が一番承知のはずなので、まず、その業者に状況を伝えて、その施工当時は問題は本当になかったか、そのあと、もう業者の手の届くところではない不可抗力等が発生したものであるか等を一緒に調べている。その上でどうするのかということ判断している。過去の事例であるが、やはり3年とか5年とか短期で駄目になるものというのは、選定する材質をこれじゃなくて、例えばステンレスにすべきであったとか、当時の施工の指針上では問題はなかったけども、その後、長寿命を考えるとこうあるべきであったということがあ。請負業者に瑕疵がないと判断される場合においては、市側が別で検討することは稀にあるが、国の品質管理に則って施工を管理するので、そういったことはなかなか起きていないのが現状である。
- 野田議員：先日の一般質問でも取り上げたベビーキープや男性トイレの設備も少し充実していただきたいと思うが、そのような計画はあるのか。
- 尾崎管財課長：ベビーキープ等を設置するためにはある一定のスペースが必要となる。1階のフロア改修をした時にトイレの改修もしており、スペースを取るためにはどうしても躯体に手を入れなければならないが、今回の工事ではそれは予定していない。本会議でも答弁したように、建て替えの時期に、その時の基準やその時代に合った整備を行うことになる。
- 野田議員：私は男性トイレとか、もう少し何かそういう設備が整ったものが、今の現状に合ったトイレだと思う。ちょっと前向きな答弁を議場の方でいただけたのかなと思ったら30年というと、大分後ろ向きな答弁だったんだと今わかって愕然としている。
- 尾崎管財課長：庁舎が建てられたのは昭和55年で、当時のトイレに対する考え方やトイレとはどうあるべきかというのは、34年経つとやはり今の考えと相当違っていると思う。また、子育て環境の考え方、あり方も違っている。躯体に手を入れるのは今度の建て替えの時しかないと考えている。市役所は公園と違って行政の手続きをすところであり、男性の方が幼児を連れて来られる頻度は少なく、今の設備の中で多目的トイレを利用いただければ十分対応できると考えている。
- 野田議員：市役所は市のシンボルだと思うので、そこが必要ないというのは市全体としてそれが不必要との無言のアピールなのかなと思ってしまうので、できないじゃなくて何かしらちょっとでもで

きる方法を探っていただきたい。

- 尾崎管財課長：さきほどの説明の趣旨は要らないということではなく、物理的に難しいということで、今現在の利用頻度等を考えれば費用をかけてまでというのはちょっと難しい。当然市役所というのは、市のシンボルタワーであるが、費用対効果、最小の経費で最大の効果を考えれば、今は多目的トイレを利用して対応していただくのが現実である。
- 井谷委員：工事は土日と夜間ということだが、夜間というのはどのくらいの時間帯までなのか。
- 村瀬建築住宅課長：定時以降で班編成をして、よほど工事が遅れるとなれば2班組むこともあるかもしれないが、当面は日付が変わる変わらないところまでで収めたいと考えている。業者とはまだ個別の協議ができないので、今後そのあたりの確認から工程の検討に入りたいと考えている。夜間に施工すると言っても、できるだけ音と振動に留意して苦情が来ないように工程を組んでいきたい。

<討 論>

- 野田委員：市庁舎改修の際には、男性トイレにおむつ替えスペースをつくったり、子育てされる方が来やすい設備をつくっていただくことを要望して賛成する。

<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第48号 新居浜市職員の給与に関する条例及び新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○塩崎人事課長：<説明>

<質 疑> なし

<討 論> なし

<採 決> 全会一致 原案可決

休憩 午前10時48分／再開 午前10時55分

○予算議案（企画部その他関係者）

◇議案第53号 令和5年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

○藤田財政課長：<説明>

○桑内総務部総括次長（税務長）：<説明>

○竹林教育委員会事務局総括次長（社会教育課長）：<説明>

<質 疑>

- 神野委員：土地購入費4,015万6千円は取り下げられた議案だと認識しているが。
- 須藤学校教育課長：この前取り下げたのは和解案の議案である。予算がなければ和解ができないので予算案を御審議いただきたい。
- 木俣教育委員会事務局長：補足する。先日取り下げをした和解案は、原告死亡ということで一旦取り下げさせていただいたが、現在原告側の方で承継手続きを行い、裁判を継続して相続権者がそのまま原告になると代理人のほうから申し出があった。原告の承継手続きが終わり次第、今回の和解案に応

じると代理人から連絡をいただいているので、そうなった時のために速やかに対応できるように予算案については先に議決いただき、原告の承継手続きが終わり次第、また和解案については議決をお願いしたいと考えている。

- 藤田委員：北中学校の土地購入の場所はどの辺りで何坪くらいか。
- 須藤学校教育課長：今回の借地は2筆あり、体育館の敷地に掛かっているところと運動場で、971㎡と690㎡、500坪である。
- 藤田委員：今回の購入に至るまでどのくらいの期間かかっているのか。
- 須藤学校教育課長：裁判は令和3年に始まり10回くらい行っている。
- 藤田委員：教育委員会としては長年購入したいということで、今回、令和3年から本格的に行っているのか。
- 須藤学校教育課長：平成29年に今の地代が安いので上がらないかという申し出があり、その件で令和3年2月に裁判を起こされ、市が被告となり裁判を行ってきた。今回、市が買い取るという和解案が出されたので、それに応じる形となった。
- 伊藤優子委員：こういう借地というのは他にもあるのか。
- 須藤学校教育課長：北中学校のほかに小中学校で9校ある。
- 伊藤優子委員：その方達は買ってほしいとかそういう話は今のところはないのか。
- 須藤学校教育課長：契約更新時に買い取ってほしいという要望も聞いている。
- 神野委員：電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金による市民応援あかがねポイント事業費について、エネルギーや食料品の物価高騰に対応できる店舗をふやす取り組みをどのように進めていくのか。
- 松原総合政策課長：国の交付金が光熱水費や食料品等の価格高騰への対応策としての交付金となっており、使用用途の事例が示されている。一つの事例として商品券や地域通貨に対する用途が示されており、今回こういった選択をさせていただいている。従来から加盟店舗をふやす営業を行っているが、今回のこの事業をきっかけに、さらに営業を行うよう、あかがねポイント事務局と今後の営業展開の仕方について協議を行っているところであり、具体的には、ガソリンスタンドやスーパーマーケット、ドラッグストアあたりをふやしていきたいと考えている。
- 伊藤優子委員：市民応援あかがねポイント事業費はいつごろから開始するのか。
- 松原総合政策課長：10月1日から還元キャンペーンをスタートするスケジュールで今協議を行っている。
- 井谷委員：一般質問で片平議員が取り上げていたが、70代のスマホの保有率はどのくらいか。
- 松原総合政策課長：国では総務省が令和4年に通信利用動向調査という調査を実施しており、その調査の中でスマートフォンの保有率は、今、日本全体で77.3パーセントという結果が出ている。年代別、特に高齢者の方については、60歳から69歳までの方は83.2パーセント、70歳から79歳までの方は60.6パーセント、80歳以上の方が27.3パーセントという結果が出ている。
- 井谷委員：ダウンロードユーザーに関して、カードではシステム上の問題があるという答弁だったが、その後変化はあったか。カードでもポイントをつけるべきではないか。
- 松原総合政策課長：今回の事業のメインは、ポイント還元をすることで、生活者支援と経済の循環を生み出したいというものであり、予算的にもそこが一番ウエイトが大きい。その上で、一部予算を上程させていただいているのが、新規ユーザーの開拓ということで、あかがねポイントは、スマートフォンかカードでお使いいただけるが、スマートフォンのユーザーをふやしたいということで新規ユーザー

ザーのキャンペーンを計画している。カードの新規ユーザーについてもということだが、カードの申し込みをいただいた場合に、今のシステム上、その方が新規のユーザーかどうかその場では判別がつかないためアプリユーザーのみで計画している。加えて、今新居浜市では健康アプリなどスマートフォンを活用した施策を複数展開しているの、そういった観点も踏まえてスマートフォンの利用を促進したいと考えている。高齢者の方の対応への懸念があるので、今、包括連携協定を結んでいるソフトバンクの御厚意で新居浜市内で月4回、高齢者向けのスマホ教室を開催している。このスマホ教室も今年度に入って利用数が伸びている状況にあり、そういったところでこのアプリのダウンロードの仕方を説明させていただいたり、あと、あかがねポイント事務局においても、要望があれば公民館等で出前講座を実施しているので、そういうことも合わせて周知して高齢者への対応に繋げていきたいと考えている。

<討 論>

- 井谷委員：市民応援あかがねポイント事業費について、物価高騰で生活が大変な高齢者にもしっかり配慮するよう要望して賛成する。

<採 決> 全会一致 原案可決

休憩 午前11時17分 / 再開 午前11時20分

○ 請願頁・陳情関係

◇請願第4号 インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出方について

<意見・討論>

- 伊藤優子委員：インボイス制度では免税事業者への新たな負担が懸念されているが、国においては、免税事業者が課税転換した場合の納税額の軽減や補助金の拡充などの支援を行い、激変緩和を図っている。また、軽減税率が正確に把握できることや、業務の効率化など、事業者目線でのメリットも生じると考える。約300万者と言われる課税事業者に対し、財務省が公表した8月末時点の制度登録数は約399万者となっており、制度の理解が進む中で、課税事業者だけでなく、免税事業者の登録も一定進んでいる状況が見られる。さらに、円滑な導入に向け、追加の支援策の検討も行われており、こうした状況を踏まえ、10月1日の制度開始まであとわずかな時点での実施延期には賛同できない。
- 井谷委員：請願の趣旨にもあるように、消費税の免税事業者に新たな税負担や過酷な事務負担が押し付けられる。物価高騰で家計や経営を圧迫している時に、取るべき施策は増税ではなく、減税である。インボイス制度が実施されることで、電気代が値上がりするということが国会討論の中で明らかになり、これは国民みんなの問題である。地域に根差して活動する中小業者や文化芸術を担うフリーランスの人々を廃業に追いやる可能性が大きい。演劇やアニメ、映画、音楽、こういった文化芸術が衰退すれば、国の損失につながることから賛成する。

<採 決> 賛成少数 不採択

○ 閉 会 午前11時38分

企画教育委員会付託案件表

令和5年9月19日

○総務部関係（総務部その他関係者）

議案第43号 工事請負契約について

議案第44号 工事請負契約について

議案第45号 工事請負契約について

議案第48号 新居浜市職員の給与に関する条例及び新居浜市消防職員の任免、給与、
サービスに関する条例の一部を改正する条例の制定について

○予算議案（企画部その他関係者）

議案第53号 令和5年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

第1表 歳入歳出予算補正中	ページ
歳入 全部	4・16~21
歳出 第2款 総務費	5・22
第10款 教育費	5・31・32
第4表 地方債補正 変更	8

○請願・陳情関係

請願第4号 インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出方について